

箱根町いじめ防止基本方針

箱根町教育委員会

箱根町いじめ防止基本方針

〈目 次〉

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめに対する基本認識	2
3 いじめ対策の基本理念	3
4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方	3
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応	
(4) いじめの解消	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	
II 基本的施策	8
1 町が実施する施策・措置	8
(1) 財政上の措置等	
(2) 相談・通報体制の整備	
(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携	
(4) 人材の確保及び資質の向上	
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
(6) いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動	
(7) 町の基本方針の内容の点検と見直し	
(8) いじめの未然防止のための措置	
(9) いじめの早期発見のための措置	
(10) いじめに対する措置	
(11) 学校評価における留意事項	
2 町立学校が実施する施策・措置	12
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの未然防止のための措置	
(3) いじめの早期発見のための措置	

(4) いじめに対する措置	
(5) 家庭との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域との連携	
(8) 学校評価における留意事項	
Ⅲ 重大事態への対処	17
1 いじめの重大事態	17
2 町教育委員会又は町立学校による対処	18
(1) 重大事態発生の報告	
(2) 事実関係を明確にするための調査	
(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供	
(4) 調査結果の報告	
(5) 調査結果の公表	
3 町長による再調査等	20
(1) 再調査の実施	
(2) 調査結果の報告	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置	
Ⅳ いじめ防止等を推進する体制	22
1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	22
(1) 組織の設置	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織の役割	
2 町におけるいじめの防止等の対策のための組織	23
(1) 協議会の設置	
(2) 協議会の構成員	
(3) 協議会の役割	
3 町におけるいじめの重大事態に対処するための組織	24
4 町長による再調査等のための組織	24

はじめに

箱根町では、これまで、いじめの根絶を目指し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消に向けて、学校および関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかったインターネット上のいじめ等、新たな課題も生じてきました。そうした中で、いじめ根絶の視点からのさらなる施策の推進や学校と町民との協働を進めることが必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で県や町に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて本町では、箱根町の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、箱根町におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この『箱根町いじめ防止基本方針』（以下「町の基本方針」という。）を平成 27 年 3 月に策定しました。

今般、法の施行から 4 年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」という。）が改定されたことから、その内容を反映させるため、町の基本方針も改定することとしました。

この町の基本方針の対象となる学校は、箱根町立小・中学校（以下、「学校」という。）です。各学校では改定された国の基本方針、県や町の基本方針を参考として、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）の改定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組むこととなります。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめとは、法第 2 条で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

また、国の基本方針では、『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。』と補足されています。

町では、法の定義や国・県の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものは、すべて「いじめ」として捉えることとします。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、単に子どもだけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いを反映した人権に関わる社会問題であるという指摘があります。

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で、遊び半分のものが多く見られることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分、事態が深刻化しやすいとも言われています。その背景には、子ども同士の複雑な人間関係や心の問題も存在しており、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要となります。

- いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害と加害を経験するものである。

- いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもを含めた所属集団の構造上の問題である。
- いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つですが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要です。その上で、いじめを根絶する対策の基本理念として、法第3条に基づいて次の5項目を掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、すべての子どもがいじめを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。
- 学校の内外を問わず様々な場所・場面でいじめが起りうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、近隣市町村、県及び国が連携して取り組みます。
- 学校は、すべての子どもが安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 大人は、あらゆる機会を通して、子どもに対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを教えます。また、学校は、子どもに向け、自分はもちろん、他人の「いのち」も大切にして、決していじめをしない心を育む教育活動の充実に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながる学級・集団形成を進めていきます。

4 いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努め、いじめを認知した場合は、早期に対応し、解消に向けた取組を行うとともに、家庭や関係機関、地域と連携することが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校においては、いじめの未然防止に向けて、人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にすること”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育むことが重要です。
- 学校は、子ども一人ひとりが、自分の大切さとともに他者の大切さを認め、他者との関わりの中で、自分の思いを具体的な態度や行動で表せるようにするために、コミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、子どもが抱えている人格形成の問題や、ストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力とそのもととなる性格形成等を様々な場面で育む観点も必要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」ことを教え、子どもたちが、いじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 子どもが、自分の存在が大人から認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域において、家族や大人とふれあう機会を充実するなど、大人は子どもを支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを育むことができるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 教職員は、子どもの表情や態度のささいな変化に気づき、その変化がいじめによるものではないかという意識を持つことが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性^{*1}に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行う「学校生活アンケート」や個人面談等によって、常に子どもの状況を把握するとともに、子どもが困ったときに相談しやすい仕組みやいじめに対する声をあげやすい環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応することが必要です。

- 町は、国や県と連携して、社会全体で子どもをいじめから守るため、地域、家庭をはじめ町民全体に対して、子どものいのちを守る意識を持って取り組むよう、いじめに関する啓発を行う必要があります。

(3) いじめの早期対応

- 学校は、子どもたちが安全に安心して生活する環境をつくる責務があります。
- 学校及び学校の教職員は、在籍する子どもがいじめを受けている疑いがあるときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、子どもたちへの支援・指導を適切かつ迅速に行います。
- 学校は、管理職、学級担任、児童・生徒指導担当教員、養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携し、個人が孤立したり情報を抱え込んだりしないよう、チームで組織的に対応していくことが必要です。
- いじめがあることが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた子どもを最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等に対する被害に早急に対処します。また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応を行います。

(4) いじめの解消

- いじめを行った子どもに対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する^{※2}こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、その子どもと保護者に対して、いじめを繰り返さず、学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態^{※3}と判断するこ

とはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもの状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、子どもとの対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。

(5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションを取ることが大切です。
- 学校は、いじめの問題をより良く解決するために、いじめを受けた子どもといじめを行った子ども、双方の保護者を支援し、家庭と連携して取り組む必要があります。
- 学校及び学校の教職員は、いじめを受けた子どもに対して、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに、子どもに寄り添い、安心安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校及び学校の教職員は、いじめを行った子どもに対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもが立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関と協力し、対処する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要があります。
- 町は、「神奈川県いじめ問題対策連絡協議会」と協力して、「箱根町青少年問題協議会」において、関係機関・団体との連携の強化を図ります。学校においては、その連携のもとで、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等共有体制を構築する必要があります。

(7) 地域との連携

- いじめの問題の解決にあたっては、塾やスポーツクラブ等子どもが関わっている集団やインターネットの中で起こっているいじめもあることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- 学校は、PTA や地域の関係団体等と連携して、地域全体で子どもを見守り、健やかな人間性の成長を促していくことが必要です。

- 町教育委員会と学校は、家庭や地域と協力し、子どもが地域との交流等様々な機会を通じて大人と接する中で、幅広く大人から認められているという思いを得られるような体験活動や地域理解学習（箱根教育）を工夫します。

※1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合があるため、注意深く状況を把握する必要があります。

※2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った子どもが謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であります。ただし、これらの場合であっても、法が定めるいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織において情報共有することは必要となります。

※3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

Ⅱ 基本的施策

法第 12 条では、地方公共団体に対し、いじめの防止等のための対策を総合かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるように努めることが求められています。

そこで、本町では、国が策定した「いじめ防止基本方針」を参酌するとともに「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参考に、本町におけるこれまでのいじめの防止等に関する取組や教育ビジョン等を踏まえ、町の基本方針を策定し、平成 30 年 3 月に改定しました。

今後、この町の基本方針に基づき、以下の取組を進めます。

1 町が実施する施策・措置

各学校が「学校いじめ対策基本方針」に基づく施策を主体的かつ効果的に実行できるよう、町は以下の項目に取り組み、学校を積極的に支援してまいります。

(1) 財政上の措置等（法第 10 条関係）

○いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めます。

(2) 相談・通報体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

- 「箱根町教育支援室」において、子ども、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付けます。
- 箱根町教育支援室の活用や、県教育委員会による「24 時間子ども SOS ダイアル」等の周知に努めます。

(3) 学校、家庭、地域社会、関係機関、民間団体等との連携（法第 17 条関係）

- 各学校のいじめ事案に対処する取組が効果的かつ円滑に進められるよう、児童相談所・警察等の関係機関・団体との連携を図るため、「箱根町青少年問題協議会」を法第 14 条第 1 項の規定に基づくいじめ問題対策連絡協議会と位置付けます。
- 「学校と警察との相互連携に係る協定書」（平成 24 年 2 月 7 日締結、平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき警察と連携し、犯罪行為として取り

扱われるべきいじめについて、学校と関係警察署とが円滑に進められるよう支援します。

- 家庭や地域で子どもを見守るために、PTA、地域の自治会、民生委員・児童委員、人権擁護委員等諸機関との連携を進めます。
- より多くの大人が児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員や学校運営協議会（※設置予定）等、学校と地域が組織的に連携・協議する体制の推進に努めます。

（４）人材の確保及び資質の向上（法第 18 条第 1 項関係）

- いじめの相談に対応するため、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図ります。
- 教職員が、日頃の教育活動におけるいじめの未然防止、教育相談等を通じた早期発見、いじめの態様等に応じた早期対応の取組等、いじめ問題に適切に対処できるよう、資質と能力の向上を目的とした研修機会の充実を図ります。

（５）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進（第 19 条関係）

- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）を防止し、効果的に対処することができるよう、企業や団体等との連携による情報リテラシー教育の実施等により、子どもやその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。
- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。
- 学校で実施するいじめに関する「学校生活アンケート」に、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。

（６）いじめの未然防止に向けた広報・啓発活動（法第 21 条関係）

- いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のため、子どもも大人もいじめとは何かを認識し、社会全体でいじめから子どもを守る

意識を共有できるよう広報・啓発活動を行います。

(7) 町の基本方針の内容の点検と見直し

- 町の基本方針に位置付けた施策・措置の取組状況について、毎年度点検を行い、「箱根町青少年問題協議会」における意見交換を経て、国や県の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

(8) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条第1項関係）

- 様々な人々との関わりの中で社会性や豊かな人間性を育むことが有効であることから、各学校で、地域交流や職場体験、ボランティア活動等の充実が図られるよう、必要な情報提供等を行います。
- 日頃の授業や特別活動、生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援するための取組を進めます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業等との連携による携帯電話教室の案内やリーフレットの配布等により、必要な啓発活動を行います。
- 園や学校で用いる教材を提供するなど、子どもが、いのちを大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断等の規範意識等、道徳心を身に付けるための取組を進めます。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。また、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図り、学校運営の改善に向けた支援に努めます。

(9) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 各学校が行う定期的な「学校生活アンケート」、個人面談の実施や、いじめ問題への取組状況を把握するために、県教育委員会と連携して問題行動調査やいじめ問題に係る点検・調査等を実施します。
- 児童・生徒や保護者並びに教職員が、いじめに係る相談を行うことができるよう、箱根町教育支援室の活用や、「24時間子ども SOS ダイヤル」等外部機関による相談事業の周知、心理や福祉の専門家であるス

クールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、臨床心理士等の専門家の招へい、関係機関との連携等の教育相談体制の充実を図るとともに、これらの体制について児童・生徒や保護者並びに教職員への周知に努めます。

- 教職員が日頃からアンテナを高く保ち、児童・生徒のささいな変化を見逃さないようにするため、児童・生徒指導会議等における情報提供等、教職員の資質・能力の向上に向けた取組の充実を図ります。

(10) いじめに対する措置（法第 23 条、第 24 条関係）

- 法第 24 条の規定により、学校から法第 23 条第 2 項の規定に基づくいじめ（いじめの疑いがあるものを含む。）の報告を受けたときは、必要に応じて支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行います。町教育委員会が必要と判断した場合は、自ら調査を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有して対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、「学校と警察との相互連携に係る協定書」に基づく連携制度の活用や所轄警察署との相談等、警察と連携して取り組みます。
- 学校単独では効果的な対応に限界がある場合は、町教育委員会は、学校からの要請を受けて、指導主事や臨床心理士、スクールソーシャルワーカーなどから編成される県教育委員会による「学校緊急支援チーム」の派遣を要請し、事案の早期解決を図ります。
- いじめを行った学齢児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条第 1 項（同法 49 条において準用する場合も含む）の規定に基づき、当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を速やかに講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。

(11) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

2 町立学校が実施する施策・措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（法第 13 条関係）

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針又は県や町の基本方針を参考として、学校いじめ防止基本方針を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑制につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- 策定した基本方針については、学校のホームページや学校便り等で公開するとともに、児童・生徒やその保護者、地域の方々に説明するなど、共通認識を図り、連携していじめ防止等の取組に当ります。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、学校の実情に応じて次のような取組を進めることとします。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項関係）

- 箱根町園・小・中一貫教育を土台として、学校間交流や職場体験、ボランティア活動等の体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度、より良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性心を育む取組を進めます。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。
- 児童会・生徒会の活動等を通して、児童・生徒自らがいじめの問題について学び、主体に考え議論し、行動する機会を設けるよう努めます。

- 教職員は、日頃の授業や特別活動の中で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気醸成を努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒^{※4}に係るいじめについては、当該児童・生徒の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要です。
- 教職員は指導に際して、自らの言動が児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払います。
- 体罰については、いじめの遠因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図ります。
- インターネット上のいじめを防止するため、学級活動や技術等の授業や講演会等さまざまな場面を通じて、情報モラル教育を推進します。その中で、情報を発信する際に相手の状況や気持ちを考えること、受信した情報が信頼できるものかどうか判断できる力を身に付けさせるよう努めます。（再掲）

※4 発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一性障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒を含む。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築等に努めます。
- 教職員の資質向上のための校内研修会を設定することにより、児童・生徒が発する小さなサインも見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。
- 定期的な「学校生活アンケート」や教育相談を実施するなど、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった

場合は迅速に対応します。

- 学校で実施する「学校生活アンケート」に、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネット上のいじめの早期発見に向けた取組を進めます。（再掲）

（４）いじめに対する措置（法第 23 条関係）

- 当該学校の児童・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、および当該学校に在籍する児童・生徒がいじめを受けている疑いがあるときは、直ちにいじめの防止等のための組織の会議を緊急開催し、情報を共有します。また、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を町教育委員会に報告します。
- 事実の有無の確認を行う際には、関係児童・生徒、教職員や保護者をはじめ、多方面からの丁寧な情報収集を適切な方法により速やかに行い、正確な事実の把握に努めます。また、当事者のプライバシーや個人情報取り扱いには十分に注意を払います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と町教育委員会の間で情報を共有し、連携して対処します。
- いじめがあったことが確認された、あるいはいじめの疑いがある場合、または、いじめが解消に至っていない場合には、学校は、いじめを受けた児童・生徒をいじめが解消するまで守り通し、安心・安全な学校生活を送ることができるよう、当該児童・生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発を防ぎます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童・生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童・生徒の家庭環境や人間関係のストレス等、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営むことができるように助言や支援を行います。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、家庭訪問等により事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- 事実確認の結果は、速やかに校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒の双方の保護者に報告します。
- 児童・生徒がインターネット上のいじめを受けているとの通報や相談を受けた際には、速やかに一連の掲載情報を確認し、その内容を印刷等により保存するとともに、地方法務局等の協力を得ながら、インターネット上の情報の削除依頼等を行います。
- 校長は、学校に在籍する児童・生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要と認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童・生徒に対して懲戒を加えるものとします。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- 児童・生徒がいじめを受けている、あるいは、いじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校に相談や通報をするための窓口を周知するよう努めます。
- 家庭でのささいな変化を見逃さないようにするため、パンフレット等により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談や家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努めます。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、小田原警察署と連携し対処します。また、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、直ちに小田原警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童・生徒やその保護者に対し、企業や NPO 等との連携による携帯電話教室や講演会の設定等必要な情報提供・啓発活動を行います。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関の協力を得るための連携を図ります。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 学校の抱える課題を地域ぐるみで共有し、解決するために、学校運営協議会の導入等、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進め、児童・生徒が心豊かに育つ学校づくりに努めます。
- 地域で子どもを見守る人の輪を広げるため、箱根町園・小・中一貫教育による学校間交流や職場体験、ボランティア活動等体験活動や行事等を通して地域の関係団体、学校、施設や事業所、NPO 等地域の人々とふれあう機会を充実するよう努めます。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校の評価に位置付けるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態（法第28条第1項関係）

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

各学校に在籍する児童・生徒が、いじめを受けて、重大事態（法第28条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）に陥った場合、学校は、町教育委員会を通じて、町長に重大事態の発生について報告するとともに、町教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

○重大事態かどうかの判断は、以下の考え方により、各学校及び町教育委員会が判断します。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応します。

- ▶ いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 自殺を企図したり、自殺に至った場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ▶ いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、学校又は町教育委員会の判断により、重大事態として対応する。)

学校は、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態とみなし、適切かつ真摯に対応します。

2 町教育委員会又は町立学校による対処（法第 28 条第 2 項、第 3 項関係）

（1）重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、当該学校においては町教育委員会を通じて町長に、報告します。

なお、町教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

（2）事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査の実施主体については、下記の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた町教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、町教育委員会において調査を実施します。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと町教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保することとします。

また、町教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 町教育委員会が調査主体となる場合

学校で発生した重大事態について、町教育委員会が行う調査は、法第 28 条の規定に基づき町教育委員会の下に重大事態の調査組織を必要に応じて設置して行います。

なお、学校で発生した重大事態について、町教育委員会が、自ら主

体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に要請を行い、必要な協力を仰ぎます。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は町教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行います。

当該情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、町教育委員会を通じて町長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する町教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は町教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 町長による再調査等（法第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項関係）

（1）再調査の実施

学校で発生した重大事態について報告を受けた町長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができるとされています。

本町では、法第 28 条に基づき学校又は町教育委員会が実施した調査について、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると町長が認める場合、再調査のための附属機関を必要に応じて設置し、再調査を実施します。

（2）調査結果の報告

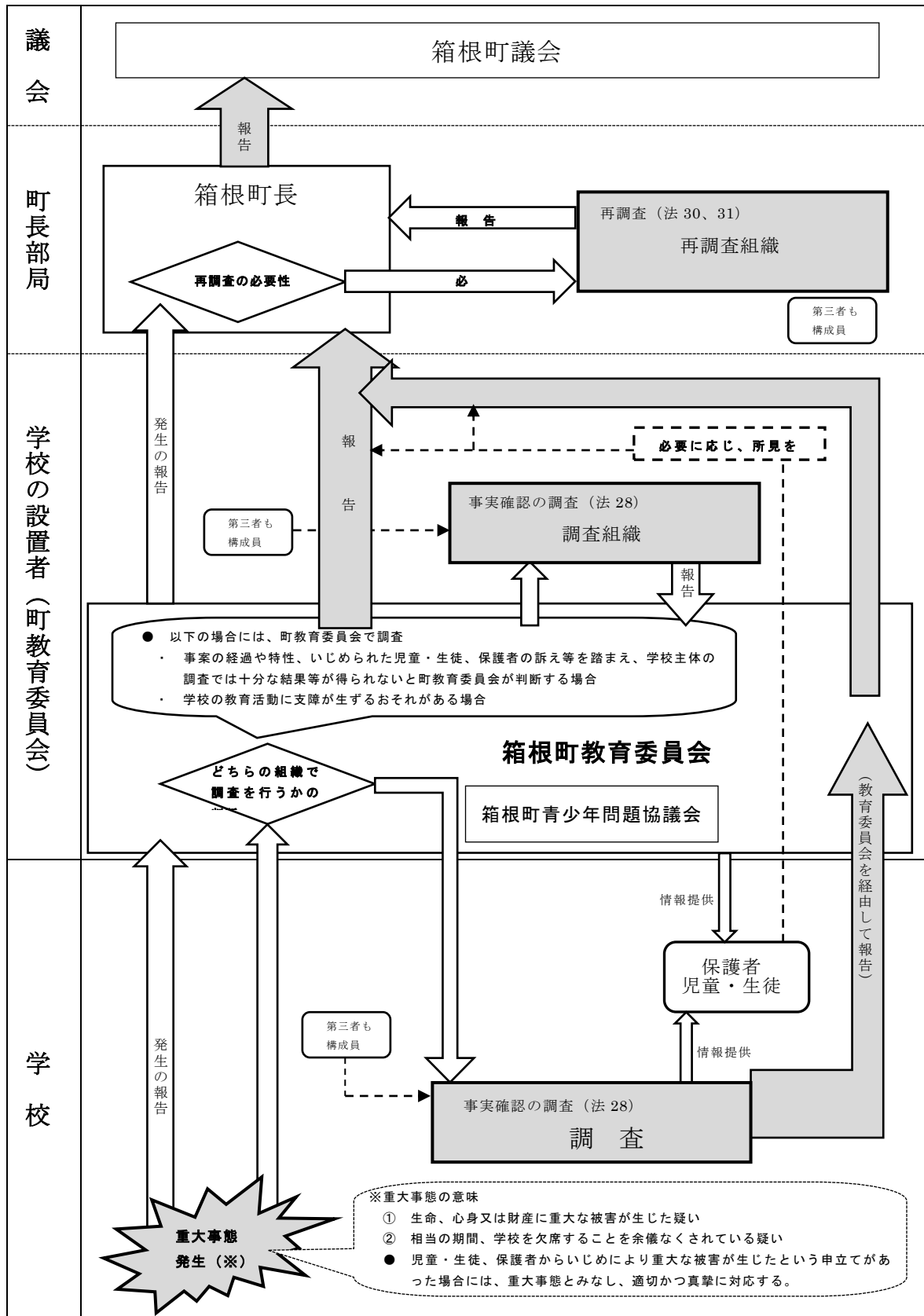
学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、町議会に報告します。

（3）再調査の結果を踏まえた措置

町長及び町教育委員会は、町長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。

そこで、本町及び町教育委員会においては、神奈川県及び神奈川県教育委員会との連携の下、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、必要な措置を講ずるため、県教育委員会に対して協力要請を行います。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第 22 条関係）

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、生徒指導の根幹に位置づく組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の者による状況の判断が可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

町教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

具体的には、学校では、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、小学校巡回相談員等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及びその保護者等に積極的に伝える取組を行うものとしします。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ◇ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ◇ いじめに関する通報及び相談への対応
- ◇ いじめ事案に関する情報の収集及び事実確認
(アンケート調査や聞き取り調査等)
- ◇ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ◇ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ◇ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ◇ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ◇ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ◇ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ◇ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進捗管理
- ◇ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ◇ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 町におけるいじめの防止等の対策のための組織（法第 14 条第 1 項関係）

(1) 協議会の設置

いじめの防止等に向けて、学校や県、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることが出来るよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の規定に基づく協議会として、既存組織である「箱根町青少年問題協議会」を位置付けます。

(2) 協議会の構成員

本協議会は、箱根町青少年問題協議会の構成員を基本として構成します。

(3) 協議会の役割

協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・町の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・いじめに関する地域の状況や課題
- ・いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・町の基本方針に基づく取組の検証と町の基本方針の見直し 等

3 町におけるいじめの重大事態に対処するための組織（法第 28 条第 1 項関係）

- 法第 28 条第 1 項では、「学校の設置者又はその設置する学校は、「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする（一部省略）」とされています。
- 本町では、町教育委員会と「箱根町青少年問題協議会」との円滑な連携のもとに、町の基本方針に基づくいじめ防止等のための支援を実行的に行い、併せて、町が設置している町立学校における重大ないじめの事案に係る調査ができるよう、必要に応じて町教育委員会が当該学校と連携して附属機関を設置することとします。
- なお、町教育委員会は県教育委員会に支援を要請するとともに、学識経験を有する者、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者等で構成し、調査の公平性・中立性を確保することとします。

4 町長による再調査等のための組織（法第 30 条第 2 項関係）

- 法第 30 条第 2 項では、「いじめの重大事態に係る調査結果の報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる（一部省略）」とされている

ます。

- 本町では、学校又は町教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、町長が必要があると認めた場合に再調査を行うため、必要に応じて町長部局に再調査組織を設置することとします。

附則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。